

# 第1章 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の趣旨と方針

## 第1節 改訂の趣旨

今般、平成28年12月21日に示された中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、「中教審答申」と言う。）を踏まえ、平成29年3月31日に幼稚園教育要領が公示された。これに伴い、この趣旨に基づいて、平成21年2月改訂の埼玉県幼稚園教育課程編成要領を改訂することとした。

本編成要領は、幼稚園における教育課程編成の手引書であるが、部分的に保育所及び認定こども園においても参考とできる内容である。その場合には、幼稚園（園）を保育所又は認定こども園と、教師、教員、教諭を保育士又は保育教諭と読み替えて活用いただきたい。

### 第1 幼稚園教育要領改訂の方向性

中教審答申において、以下の内容が示された。

教育基本法の改正により、幼児教育についてもその基本的な考え方が明確にされ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、学校教育の一翼を担ってきており、子供の主体性を大事にしつつ、一人一人に向き合い、総合的な指導が行われてきているところである。

幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきた。

現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨についてはおおむね理解されていると考えられる。

一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題も見られる。

また、近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている。

さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」※が実施されたことにより、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている。

このため、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体の質の向上を図っていくことが必要となっている。

この内容を踏まえ、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が並行して改訂（保育所保育指針は改定）され、同時に公示された。

これらの改訂（改定）により、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園が、幼児期の専門的な教育を担う施設であることを明確にし、幼児教育全体の質の向上のため、それらの内容の整合性を確保するとともに、5歳児修了時まで育ててほしい幼児の姿を明確にし、それらを共有して小学校との円滑な接続が一層推進されることを意図している。

※「子ども・子育て支援新制度」・・・平成24年8月の子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の成立を受け、平成27年度からスタートした就学前の幼児の保育や教育、子育て支援の新たな仕組み。質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実等がポイントとなっている。

## 第2 幼稚園教育要領改訂の基本方針と要点

中教審答申を踏まえ、下枠内の内容を基本方針として幼稚園教育要領・学習指導要領等の改訂を行った。

- 今回の改訂の基本的な考え方
  - ・ 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現
  - ・ 知識の理解の質をさらに高めた確かな学力の育成
  - ・ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成
- 育成を目指す資質・能力の明確化
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- 言語活動の確実な育成、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実などについての教育内容の充実

特に、幼稚園教育要領の改訂について、次の1～5で詳しく述べる。

### 1 基本方針

#### (1) 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示す「ねらい」及び「内容」に基づく活動全体によって育む。 (幼稚園教育要領第1章第2の1及び2参照)

#### (2) 小学校教育との円滑な接続

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にし、小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5領域の「ねらい」及び「内容」に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。以下ア～コにおいて、詳細を示す。 (幼稚園教育要領第1章第2の3参照)

#### ア 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

#### ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

#### エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

#### オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

#### カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

#### キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちながら関わるようになる。

#### ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

#### ケ 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

#### コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

### (3) 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などや子育ての支援の充実を図る。

## 2 前文の趣旨及び要点

今回の改訂においては、前述の基本方針の理念を明確にし、社会で共有されるよう、新たに前文を設け、次の事項を示した。

- (1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。

幼稚園教育要領は、教育基本法の定める教育の目的や目標の達成のため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育基本法における教育の目的及び目標、同法に定める幼児期の教育との関連性を明記した。

- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有することが求められる。そのため、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。

- (3) 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

幼稚園教育要領は、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することを目的に、教育課程の基準を大綱的に定めるものであり、それぞれの幼稚園は、幼稚園教育要領を踏まえ、各園の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしなが、幼児や地域の現状や課題をとらえ、家庭や地域社会と協力して、教育活動のさらなる充実を図っていくことが重要であることを示した。

## 3 「総則」の改訂の要点

- (1) 幼稚園教育の基本

ア 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。

イ 「幼児期の教育における見方・考え方」※を明示した。

※幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる（幼稚園教育要領第1章第1一部抜粋）

ウ 計画的な環境の構成に関連して教材を工夫することを明示した。

- (2) 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化した。

- (3) 幼稚園修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、これらと5領域の「ねらい」及び「内容」との関係について新たに示した。

- (4) 教育課程の役割と編成等

ア 各園においてカリキュラム・マネジメント（第2章第4節第3の1参照）の充実に努めること。

イ 各園の教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めること。

ウ 満3歳児が学年の途中から入園することを考慮し、安心して園生活を過ごすことができるように配慮すること。

エ 園生活が安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

オ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(第1章第1節第2の1参照)を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。

カ 教育課程を中心に、園の様々な計画を関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成すること。(第2章第3節第1の3参照)

(5) 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

ア 多様な体験に関連して、幼児の発達に即して「主体的・対話的で深い学び」が実現できるようにすること。

イ 幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

ウ 幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。

エ 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

オ 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施すること。

カ 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすように留意すること。

(6) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

ア 障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めること。

イ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(7) 幼稚園運営上の留意事項

ア 園長の方針の下に、教職員が適切に役割を分担し、連携しつつ、教育課程や指導の改善を図るとともに、学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意すること。

イ 幼稚園間に加え、小学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、協働して生活していく態度を育むよう努めること。

## 4 「ねらい」及び「内容」の改訂の要点

(1) 「ねらい」及び「内容の取扱い」について

ア 「ねらい」を幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容の取扱い」を幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として新たに示した。

イ 指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することを新たに示した。

(2) 領域「健康」

ア 見通しをもって行動することを「ねらい」に新たに示した。

イ 食べ物への興味や関心をもつことを「内容」に示した。

ウ 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。

エ 幼稚園教育要領において、これまで第3章指導計画作成に当たっての留意事項に示されていた安全に関する記述を、安全に関する指導の重要性の観点等から「内容の取扱い」に示した。

(3) 領域「人間関係」

- ア 工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうことを「ねらい」に新たに示した。
- イ 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつことなどを「内容の取扱い」に新たに示した。
- ウ 自分のよさや特徴に気付くようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。

(4) 領域「環境」

- ア 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなどを「内容」に新たに示した。
- イ 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすることなどを「内容の取扱い」に新たに示した。

(5) 領域「言葉」

- ア 言葉に対する感覚を豊かにすることを「ねらい」に新たに示した。
- イ 生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。

(6) 領域「表現」

- ア 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすることを「内容の取扱い」に新たに示した。
- イ 様々な素材や表現の仕方に親しむことを「内容の取扱い」に新たに示した。

5 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の改訂の要点

(1) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画を作成する際に、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすることを新たに示した。

(2) 子育ての支援

幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むことを新たに示した。

### 第3 教育課程に関する法規（第2章第2節第1の1及び巻末資料参照）

我が国の学校制度は、日本国憲法及び教育基本法に則り、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令での定めがなされている。その中で、教育課程に関する法的な規定は、次の1～3のとおりである。各学校においてはこれらの法令にしたがって教育課程を編成しなければならない。

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準である。概ね10年に一度改訂されている。

#### 1 教育基本法

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 2 学校教育法

第22条 幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

#### 3 学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

## 第2節 改訂の方針と経緯

### 第1 改訂の方針

県教育委員会は、埼玉県幼稚園教育課程編成要領の改訂に当たり、基本方針を次のように定め、改訂に当たった。

#### 1 基本方針について

平成29年3月31日文部科学大臣が公示した幼稚園教育要領に基づく。

平成29年7月28日付けの「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会」の報告（巻末資料参照）を十分尊重して改訂する。

本県における教育の現状と課題から、新しい幼稚園教育要領の趣旨等を分かりやすく伝える必要がある。また、教育課程編成要領の改訂は、本県における教育の課題解決を図る好機と捉え、全ての教員が、教育課程編成要領を手にしたときに、今後の教育の方向性や教育課程編成の手順等を容易に理解できるよう工夫し、よりどころを示す。

#### <第1章及び第2章>

新しい幼稚園教育要領の趣旨等について、全ての教員が理解できるよう、幼稚園教育要領の内容を端的に分かりやすくまとめたものとする。

#### <第3章及び第4章>

現行幼稚園教育課程編成要領にある内容を、新しい幼稚園教育要領に照らして見直しを図った内容とする。

### 第2 埼玉県教育課程検討委員会の設置

県教育委員会は、国の示した教育課程の基準に基づき、本県の幼稚園、小学校、中学校における教育課程編成要領の改訂について検討するため、平成29年度に学識経験者、市町村教育委員会関係者、幼稚園・小学校・中学校の校（園）長、教諭等からなる「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会」（以下において「検討委員会」と言う。）を設置した。

平成29年7月28日に検討委員会委員長から埼玉県教育委員会教育長宛に、「埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程編成要領の改訂について（報告）」が提出された。



### 第3 編成要領の作成と改訂の経緯

県教育委員会は、幼稚園教育課程編成要領改訂協力委員として、学識経験者、市町教育委員会指導主事等、県内国公立幼稚園の理事長、園長、副園長、教諭17名に委嘱し、幼稚園教育課程編成要領の改訂作業に当たった。

これまでの作成と改訂の経緯は、次のとおりである。

#### 1 昭和40年1月

「埼玉県基準教育課程（幼稚園編）」の作成（昭和39年 幼稚園教育要領告示）

各園が1年保育5歳児の指導を行うための教育課程編成及び指導計画作成の具体的な資料を作成した。

#### 2 昭和51年3月

「埼玉県基準教育課程（幼稚園編）」の改訂

新たに指導計画作成についての内容を加えるなど、一部補筆を行った。

#### 3 昭和54年3月

「埼玉県幼稚園教育課程編成の手引き（教育課程編）」の作成

2年保育を実施する幼稚園の増加に伴い、4・5歳児を対象とする2年保育の教育課程作成資料として、教育課程編を作成した。

#### 4 昭和55年3月

「埼玉県幼稚園教育課程編成の手引き（指導計画編）」の作成

#### 5 平成2年3月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の作成（平成元年 幼稚園教育要領改訂）

「環境を通して行う教育」を基本とすることが明示され、ねらいと内容の関係が明確化された。それらを踏まえ、「幼稚園教育課程編成の手引き」を改訂し、「幼稚園教育課程編成要領」を作成した。

#### 6 平成12年2月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の改訂（平成10年 幼稚園教育要領改訂）

教師が計画的に環境を構成すべきこと、教師の役割について明示されたことや、道徳性の芽生えを培うこと、人と自然とのかかわりの充実が示されたことを踏まえ、改訂を行った。

#### 7 平成21年2月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の改訂（平成20年 幼稚園教育要領改訂）

「幼児期の教育は生涯にわたる人格の形成の基礎を培う重要なもの」と規定され、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について示されたことを踏まえ、改訂を行った。

#### 8 平成30年2月

「埼玉県幼稚園教育課程編成要領」の改訂（平成29年 幼稚園教育要領改訂）

「第一部（概要）」と「第二部（資料）」の二部構成とした。「概要」は新しい幼稚園教育要領の趣旨等について、全ての教員が理解できるように焦点化し、「資料」の内容を端的にまとめた。「資料」は、平成21年改訂の幼稚園教育課程編成要領にある内容を、新しい幼稚園教育要領に照らして見直しをした。

## 第4 編成要領の性格

- 1 幼稚園では、幼児期において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、各園の創意工夫の下、園での生活の全体を通して、幼稚園教育における「ねらい」を総合的に達成するため、教育課程の編成や指導計画の作成を行う必要がある。その際の参考資料として利用することを目的とする。
- 2 新しい幼稚園教育要領では、「何ができるようになるのか」、「どのように学ぶのか」、「何を学ぶか」、「カリキュラム・マネジメント」、「社会に開かれた教育課程」などのキーワードが挙げられている。これらのキーワードを踏まえ、今後の埼玉県の子どもの教育の展望にも触れながら教育課程編成のポイントを示す。
- 3 全ての教員が新しい幼稚園教育要領の趣旨等についての理解を深めるため、「新」と「現行」の幼稚園教育要領において、「何が変わったのか」、「継続していくものは何か」を明確に示す。
- 4 「現代的課題を踏まえた編成事例」、「幼稚園教育要領の改訂を踏まえた教育課程の編成例」及び「長期・短期の指導計画の例」等を具体的に示す。

## 第5 編成要領の構成

全4章の構成とする。各章の内容は、以下のとおりである。

### 第1章 埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の趣旨と方針

幼稚園教育要領の改訂の趣旨や要点を押さえるとともに、埼玉県幼稚園教育課程編成要領改訂の方針や経緯を述べる。

### 第2章 教育課程の編成

教育課程編成についての基本的な考え方や原則、手順及び各園が教育課程を編成するに当たってよりどころとなる事柄を示すとともに、教育課程を見直し、再編成するための評価について述べる。

### 第3章 教育課程編成のための資料

教育課程編成のための参考資料として、各園の教育目標と教育課程の編成及び編成上の留意事項など基本的事項について述べる。また、編成に当たって考慮すべき事項について視点ごとに示すとともに、現代的課題を踏まえた編成事例や幼稚園教育要領の改訂を踏まえた編成例を示す。

### 第4章 指導計画の作成及び幼児理解に基づいた評価に関する資料

教育課程をもとに、各園において指導計画を作成し、保育を展開、評価する上での留意事項について述べるとともに具体的な計画例を示す。